

1番、上原君代さん。

1番(上原 君代君)　今回は、2点の質問をさせていただきます。

1点目は国の平成21年度の補正予算について、2点目は、やはり国の農地法改正案についてです。

国の平成21年度補正予算についてですが、100年に一度と言われる経済危機の中で、国は景気対策ということで、5月29日の参議院で否決にはなったものの、衆議院優先というので、14兆円もの補正予算が可決されました。平成20年度2次補正もそうでしたが、補正予算は、全体的に見ると、大企業の大盤振る舞いが優先です。大企業はため込んだ莫大な内部保留に手をつけないまま、赤字という理由で非正規切りを続けています。

環境対応車への買いかえや省エネ製品の普及支援策は、消費者への助成という体裁はとっているものの、外需依存で業績が悪化している自動車業界、電気業界を支援するためのものです。

研究開発減税も大企業が最も恩恵を受ける減税策です。

雇用保険を受給していない人への職業訓練期間中の生活保障は、派遣村をはじめとした労働者の要求が反映したのですが、3年間の措置であり、恒久的なものではありません。

子育て応援特別手当も、なぜ3歳から5歳に限定したのか。支給もなぜ1回なのか。

後期高齢者医療、介護、障がい者への支援策も制度の根本的見直しには手をつけず、一時的なものです。

不況で苦しむ労働者、庶民には、ほんの少ししか回ってこない、この14兆円の補正予算は、国債という借金で賄われ、2年後には収入の少ない層の負担率が高くなる消費税の増税によって、借金のつけを国民に回そうとしています。

大企業に対しては減税、大型公共事業などの大盤振る舞い、国民に対しては一回切りの選挙目当てのばらまき、そして巨額の借金は消費税で賄う補正予算ですが、地方公共団体への配慮など、不十分ながら雇用や暮らしの対策に自治体で活用できる内容もありますので、東員町としては、町民のためにこの予算を最大限に使ってほしいと思います。

例えば地域活性化交付金、緊急雇用創出事業基金、安心子ども基金の拡充など、自治体向けのもので、事業例としては1つ目に地球温暖化対策として、自治体や公立学校な

どへの太陽光パネル設置などがあります。2つ目に、少子高齢化社会への対応として、介護施設の緊急整備、保育所設備整備などがあります。3つ目には、安全・安心の実現として、消防防災資機材の整備とか、緊急救助体制の整備などがあります。4つ目にその他とありますが、東員町としてはどんな事業を考えているのか、お聞きします。

5月15日の平成20年度補正の市町の事業率は41%です。平成20年度の補正の事業率を早めるとともに、平成21年度の補正も、地域の活性化のために、生活支援や住民生活に密着した事業への活用ということで、予算がありながらおけている住宅耐震化とかバリアフリー化など、今までの町の助成制度では該当しない部分の助成なども、私として例えばの話、考えていますが、町長の考えを求めたいと思います。

お願いします。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 上原議員の、国の平成21年度補正予算につきましてのご質問にお答えをいたします。

今国会におきまして「経済危機対策」を実施するための平成21年度補正予算(第1号)が5月29日に成立し、そのうち地方公共団体への地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1兆円が、地域活性化・公共投資臨時交付金として1兆3,790億円が交付されることとなりました。地域活性化・経済危機対策臨時交付金として、本町へは約1億330万円が交付される予定でございます。この経済危機対策臨時交付金に対応する事業を計画するため、5月11日に庁内全部長を集め、実施計画案を作成するよう指示し、この交付金に対応しての準備を行ってまいったところでございます。

作成いたしております実施計画では、地球温暖化の環境対策といたしまして、老朽化した公用車にかえて、環境負荷の少ない低公害車の導入を、また、安心・安全の実現に向けまして、地域防災のかなめである消防団の活動用備品の購入及び照明機材の購入、AEDの増設を、また、新型インフルエンザ対策として消毒剤の購入と、農業の活性化対策として、老朽化した施設を修繕するため、神田土地改良区及び員弁川第2土地改良区の施設改修事業を計画いたしております。

そのほか、現下の経済情勢に対応し、経済効果が早く発揮されるよう、学校情報通信技術環境整備事業費補助金をあわせて利用いたしまして、各小中学校のパソコン教室機器の更新と教師用コンピュータの購入、デジタルテレビ導入などの情報通信環境整備を計画いたしております。

なお、この実施計画の県への提出期限が6月下旬とのことから、今定例議会に補正予算案を追加上程させていただき、ご審議いただく予定であります。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、今後交付額が示されまして、制度について説明会が行われる予定でございます。緊急雇用創出事業基金の拡充につきましては、さらに事業を検討し、要望を行っていきたいと考えており、安心子ども基金の放課後児童クラブ設置促進事業においては、小学校の空き教室等を放課後児童クラブとして促進する事業であり、現段階では、本町では空き教室を利用する予定はございませんが、学童保育所につきましては、本年度から旧駐在所を利用するなど、稲部、笹尾西校区に学童保育所を新設し、全校区において学童保育所を開設をいたしております。

また、住宅耐震化やバリアフリー化などを、とのことでございますけれども、今回の交付金の対象となる国庫補助事業が定められていることなどから、経済交付金での対応は困難であると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございます。

今いろいろと聞かせていただきまして、また議案が出てきたら、細かくわからないところを聞きたいと思います。一応こうやって町の補正として出てきてうれしいと思いますが、今回の補正案の後から出てくるんじゃないかと、今提起されてます緊急雇用対策事業の交通安全維持作業の委託料とか不法投棄の監視委託料とか、笹尾中央公園池の清掃委託料などが含まれていて、ああよかったなと思うんですけど、まだ具体化されてないみたいでしたけど、短期ながら、正規雇用の就業につながるのが本当にうれしく思いますので、早急に、今提起されているのは町が主役のことが多かったので、すぐ計画ができたんだと思いますけど、これからもっと外に向けてのことも、早急にやっていただきたいと思いま

す。

前回の補正では、子どものことで該当しないということで、ちょっとできなかったことがあるんですけど、平成21年度補正は、介護とか福祉、子育て、医療、教育などの分野で更新を1回できる、そして実質半年ではなくて、ほかのは半年が多いんですけど、この分野では1年間に変更ができるということになっておりますので、事業化に向けて努力していただきたいと思いま

その内容ですけど、前回は施設整備費のハード交付金ということだったんですけど、今回は内容に切りかえられたみたいで、保育サービスの充実ということで、東員町では割とできております待機児童解消とか、多分できていると思いますけど、保育所の耐震化整備というのが入っております。東員町として、これは東員町でできるのかなと思うので、保育ママ事業促進と、すべての子ども家庭の支援ということで、家庭支援スタッフの訪問事業とか、妊娠・出産前の支援事業、病児・病後児保育の実施促進、そして3つ目に、ひとり親家庭の対策の強化、それからひとり親家庭での職業訓練等による資格技能の習得支援とか、就業社会活動困難者への訪問支援などが上げられております。東員町では病児・病後児保育の実施というところで、ちらっとやっているということは聞いたような気はするんですけど、すごく制限があって、なかなか実際に預けられないようなことも聞きました。そこら辺で、本当にこれに向けてよろしくをお願いします。

病児とか病後児、そういうところで、通告にはありませんけど、担当の部長にお願いできたら返事を聞きたいと思います。

担当が、私にもはっきりわからないんですけど、子どものことは教育長かなとも思ったんですけど、でも、ここは病児・病後とかいうふうで、子育て支援センターは教育長ですか。子育て支援センターの仕事かなとも思ったんですけど。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えさせていただきます。

経済危機対策の方は、ある程度具体化して、今回補正を出させていただくんですけど、公共投資の方はまだこれからなんです。

それで地方が全部基金を積んで、その基金を今年から3年間ぐらいかけて、三重県が基金を積むんですけど、その基金を出してくるわけなんですけど、地方には15基金があるということで、公共投資については、まだ説明会等も開かれておらない。これから開かれて、東員町の、まずその中でも3つあると聞いておるんですけど、本当の公共投資の部分、道路とか河川とか、いろいろの公共投資の部分の補助裏というんですか、公共投資ですので、大体補助金は半分ぐらいあるんですけど、その補助裏の90%、9割まで、この基金を使って事業をしると。

もう1つは、いろいろの基金の中に単独もあるわけなんですけど、介護の関係とか、子どもたちのためとかということで、いろいろ社会教育施設とかということで、まだまだこれからでございます。額も1兆3,790億円ですか、これの各市町村の配分もまだ決まっております。

ませんので、これからでございますので、わかり次第、きちっと検討しながら補正対応させていただきますと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございます。

本当に14兆円というお金の中で、東員町に割り当てられるのが約1億円あるわけですから、最大限使えるように頑張って事業化していただきたいと思います。よろしく願いします。

その中でも、これは県の事業なんですけど、市立高校生の授業料免除、奨学金への緊急支援ということで、この不景気とか非正規切りで親の収入が減って高校を中退する生徒が多いというので設けられたものですが、3年間の事業として県が行います。町としては広報などで大いに宣伝して、東員町の子どもが1人でも高校を中退しなくてすむようにしてください。

それと、介護施設等の整備、介護職員の処遇改善ということで、小規模(29人以下)特養ホームとか小規模老健施設、小規模ケアハウスの整備、介護職員と他の業種との賃金格差を縮めるなど、介護職員の処遇改善をさらに進めるというのがあります。これも介護事業者からの申請によるものですので、町内の事業者に連絡を徹底して、町内の介護従事者の待遇改善をすることで、町内の体の不自由なお年寄りが少しでも安心して過ごせるようにしてほしいと思いますが、この2つの提案ですけど、お考えいただけるでしょうか。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、15の基金の中に文部科学省の安心子ども基金というんですか、その中に保育サービスの関係が入ってきておりますし、介護職員につきましても、厚生労働省の方から福祉介護人材の処遇改善、事業者ということですので、あくまでもこれは県が基金を積みまして、高校生の授業料のことも載ってます。当然、県の方から、私立であれば私立の学校へ多分説明をされると思います。そんなことで、15基金というのは全部県の関係でございますので、これから、私どもの関係の部分はきちっと要求させていただきます、議会の予算で補正を上げさせていただきますので、どうぞよろしく願いを申し上げたいと思います。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) 私も県の事業だとはわかっていてお話したんですけど、やはり知らないでいることも多いですのでということで、町の住民にとって関係することだから、広報とか、事業主が申請しなければいけないことだから、こういうのがありますよとか、そこら辺は親切というか、それをすることによって、町民が利益を被ればと思って提案したものですので、また、県のやり方がはっきりした段階では、よろしくお願いします。

2点目の農地法改正案についてお伺いします。

農地法改正案が国会で審議されています。改正案は、これまでの農地法に規定された農地は、耕作者みずからが所有することを最も適当であると認める等を削除し、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進するとして、一定の条件のもとに、大企業・外資などにも農業への参入を促進しようとしています。大企業などが農業へ参入しても、利潤がなければ撤退するのは必至です。

農地法改正案が国会を通過するのを心配しています。高齢化をしているとはいえ、東員町では営農さんとか担い手さんによって水田の維持はされていて、大企業の入る余地はないかもわかりませんが、東員町としては、この制度に対してどう考えているのか、建設部長にお尋ねします。

議長(山口 一成君) 水谷史郎建設部長。

建設部長(水谷 史郎君) ただいま、上原議員からいただきました、農地法の改正に関するご質問にお答えを申し上げます。

農地法は、農業生産や農村社会の基盤でございます農地の所有や利用についての考え方やルールが定められているものでございます。

今、国会におきまして農地法の改正案が審議されておりますが、内容は、農地の賃貸規制を緩和し、一般企業を含む多様な主体に農業参入の機会を与えることや農地転用の規制強化、農地利用集積を図る事業の創設が盛り込まれております。

そこで焦点となりますのは、ご質問にございましたように、これまでみずから耕作に従事する者のみに所有権や利用権を認める耕作者主義が根幹となっておりましたが、改正案では、所有権は当然維持されますが、利用権は一定の条件のもとに、企業などが農業を行うことが可能となります。

企業によります農業参入や、経営が成り立たない場合の撤退や耕作放棄をご心配いただいておりますが、農業生産法人以外の法人が農地の賃貸借を行う場合につきまして

は、地域の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的な農業経営が見込まれることや、農業に従事する役員が必要となってまいります。

また、賃貸借に当たっては、町の関与規定は当然受けます。毎年農地の利用状況を農業委員会への報告を条件とされております。

改正法の成立や運用に関わります指針が現在示されておりません。この時点で不透明な部分が多くございますが、農業の担い手育成を基本といたしました農業経営基盤強化促進法によります本町の基本構想に照らし合わせまして対応を図ってまいりたいと考えております。

本町では、認定農業者によります水田の耕作が年々増加しておりまして、経営規模が拡大されております。食料自給率を引き上げるためにも、農地と担い手の確保は欠かせません。あくまでも既存の農業者が中心で経営強化が図られることを望むわけですが、農地の荒廃、または遊休農地解消への企業参入は一考すべきものがあるのではないかと考えます。

今後も担い手の育成支援を図りまして、経営基盤の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

今の答弁の中で、企業の参入の件では一考する部分もあるということがありましたので、少し安心したんですけど、でもこれは国の考えですので、国が決めてきたら、一町としてどれだけやれるのかなという心配もありますけど、東員町では、今、営農さんも少しずつ大きくなってきているということで、少しは安心しましたけど、でも現実に今耕作されているところでも、ふえているとは言っても、再生産が保障されない今のままの米価だと、家庭とちよびっとの農業の人は、家族の食べる米と、もうちょっとようけの人は年金をつぎ込んだりとか、家族とか身内の米がとれればというぐらいで、営農さんでも労働報酬が、全国的に見て時間当たり179円だということです。これでは本当に再生産ができないということで、今のままでは、今やってもらっている人たちがほとんど60歳以上ですので、10年して、担い手さんの高齢化が進んだ場合、営農さんでも再生産が保障されていない、生活できないようになったら、そういう米価では行き詰まります。そこら辺で本当にどうなるのかなと。

今、農業委員のことで、東員町は農業委員が合併しなかったから、今までの人数で東員町の広さをやれるから、ちょっとはセーブできるかなということはあるんですけど、ほとんどが合併して少しの農業委員だから、全国的には今のままでは危ないのではないかと、いうことを危惧しているんですけど、中国製の冷凍ぎょうざとか、食品へのメラミン混入だとか汚染米なんかで、輸入食品で食の安全を揺るがすような事件がいっぱいでした。

そこで、政府も自給率を上げると言い始めて、10年後には50%を打ち出してきました。でも現在、東員町の水田でかろうじて耕作されていますが、本当に今のままの国の農政だったら自給率が上がるはずはないと思うんです。東員町としては、やれるかもわからない。だけど国全体のことを考えれば、そこら辺の矛盾を、もっと町としても考えてもらって、国に意見を上げる、そういうような姿勢を持ってほしいと思います。

共産党としては、農業に対して大小多様な家族経営の維持とか、大規模経営や生産組織への支援などとあわせて、再生産のできる農産物の価格保障制度と、それを補う所得保障、新規就農者には収入がほとんど期待できない3年間は、月15万円支給する就農者支援制度などを、国としてつくることを提案しています。東員町としても、何の要請もしなくて、今のところは営農さんや担い手さんがしてくれているからということで、そのままにしておくというのはいけないと思うので、そういう東員町の姿勢、そういう気はあるのか、考えてほしいと思いますので、お聞きします。

議長(山口 一成君) 水谷史郎建設部長。

建設部長(水谷 史郎君) ただいま、食の安心・安全、また担い手のご質問をいただきました。

確かに現在、先ほども申し上げましたように、水田につきましては、特に担い手さん、非常に頑張っていていただいておりまして、また、農地の流動化等が進んで、経営規模の拡大が図られつつあります。

ただ、先ほど上原議員ご質問の中でおっしゃいましたように、これがずっと永久的なものかという、やはり後継者の育成、これが重要な課題となってまいります。

それで、国においては今、農地法が改正されるかどうかという審議がなされておりますけども、法律レベルの話ではなくて、東員町は東員町で、これまで培ってきた皆さんのお力添えとか考え方がありまして、水田中心にいくのか、また、再生産等で考えていくのかということ、課題となってまいりますことは事実でございます。



ただ、今そういったことで、皆さん一生懸命になって、麦の後は大豆、そういったことで生産性を高めていらっしゃると思いますので、今後将来的には考える必要もございまして、これらの意見を、皆さんと今後いろんな場で話し合っていく必要があると思います。東員町に合った農業生産の基盤を築いていくというスタンスで、今後も努力をしまいたいと考えておりますので、農地法については、まだ成立もしておりませんので、これにつきましては多分ガイドライン等も出てまいります。そのガイドラインを見まして、私どもの方の計画と照らしあわせて、今後協議を進めてまいりたいと。

ただ、先ほど申し上げましたように、農地法の改正については、やみくもに企業が参入できるというものではなくて、市町村、それからまた、農業委員会が適切ではないというふうに判断すれば拒むこともできますので、その辺の歯どめの重みというの、この中にある程度うたわれているのではないかというふうに思っております。

また、法律が成立された段階で、ガイドライン等も出てまいった段階で、その辺については熟知させていただきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) まだ法律ができていないからと言われたんですけど、できてからではおそいから、できる前にある程度、今が過ぎていけばいいというのではなくて、将来のことも思っただけの見通しを立てて、国に一言、そういう考え方の中で言えることがあったら言ってほしいなと思ったんですけど、それはそれでまた、東員町は、でき上がったものの中で必死にやるということを期待して、それは承知しました。

でも、農業は食の生産だけではないのですよね。水田によって水害を守ったり、自然環境の保全に役立ち、景観維持によって人々の心の癒しのもとにもなるのです。生活に潤いとか安らぎを与えるものであるもので、今は工業誘致によって田舎にも少しは来てますけど、工業製品によって得た税金が、もっと農業、そういう地域につき込まれていいと思いますので、そこら辺でこれからもよろしくお願い致します。

それからさっき水谷議員から、畑の遊休地のことについての質問があって、いろいろ聞いたんですけど、私としましても、畑は、いろいろ話をしていると、手間が要るから、なかなかやり手がないということも聞きます。そしてさっきの回答の中でも、水の件で難しいということも聞きました。

東員町は、今、団塊の世代ということで、私みたいな60歳以上の人たちが結構ふえる、そして、ちょっとその前の人もたくさんいる。それと、もともとの地元でもそうですけど、団地住民がもっと率が高いということで、本当に元気な人たちが多くいます。

昨年、町長と語る会で、城山地区から休耕農地の貸し出しや農家の手伝いなど、名古屋から40分の距離を生かした観光農園など、地元の人材を生かした施策を考えられないでしょうかというような意見がありました。今は、東員町でも、さっき言われたように、水田、減反のところでのコスモスとか、裏作も豆とか小麦とか、いろいろ必死でやってもらっています。今は田んぼでしかやれてないんですけど、畑でも大豆とか麦、コスモスなどやれると思うんです。

また前回、私、3月定例会で地産地消ということで、農産物の直売所や景観形成作物栽培としての秋のコスモスと並んで春の菜種の栽培を提案しましたが、町長の回答は、直売所はガラス温室をまずやってみることから、そして景観作物については前向きに検討するという回答でした。菜種も、田んぼでなくても畑でできることです。拡大してきている営農さんとか、新しく法人などをつくったりして、減反の中で精一杯やってもらっている、それプラス畑でもそういうことを考えたら、ほかの小さい温室とかいろんなことで、手のかかる野菜はいっぱいあります。そうでなくても、営農さんとか、そこまで手がかからなくてやれるものを、畑の遊休地でやれないものでしょうか。

そして、そうやってやっていけば、大企業は入る余地はありませんし、私は企業と言っても、今、水常さんが、ご自身が自分ところも耕作者です。そして、それをよそから請け負ってたくさんしている。そういう水常さんみたいな地元の企業がやることには反対はないわけです。そういうのをもっとふやす。

大企業やったら、頭は全然耕作者じゃなくて、ただ所有して、労働者を雇ってやるような、そういうのに対して反対の意向を私は持っております。だから地元でできる。こういうことがやれたら、今の中でも十分東員町としてはやっていけると思いますし、そして東員町の将来の展望から考えたら、観光農園とか、現役から引退した人たちのふれあい農園とか、そういうものを考えていってほしいと思うんですけど、そういう点ではいかがお考えですか。

議長(山口 一成君) 水谷史郎建設部長。

建設部長(水谷 史郎君) ただいま、畑地に関する利用方法も含めた再質問をいただきました。

確かに水田につきましては、担い手さん、それから営農さんが頑張っていると思います。畑地につきましても、基本的には、耕作面積自体の規模が水田に比べて小さいという現実もございますし、土地自体が集積化されていないという条件もあります。

ただ、畑地については耕作をやった上で、例えば路地野菜を生産するについても、いろんな方法で生産するについても、皆さん今現在、作物をつくっているのは、家庭で食される家庭菜園的なものが主流となっておりますので、先ほどお話しいただきましたように、集団化とか集積化されている農地、またそういったところについては、やはりノウハウをこれまで培っていらっしゃる担い手さん、または営農さんに、今後勉強を共々していただけたらというふうに考えております。

ただ、畑作は、以前は畑の中で小麦、それから大麦がつくられておった時代もございますけれども、非常に難しい面もございます。生産性、言いかえますと、収益にならないものについては、なかなか手を出しにくいというのが現状ではないでしょうか。この辺については課題整理をさせていただいて、お声かけをしていくことも必要かと思っておりますので、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございます。

今話した私の頭の中には、小さいところ、あっちに飛び、こっちに飛びの畑は余り頭になくて、さっき水谷議員との話の中で出てきた大長地区のああいう広いところとか、稲部地区はまだ耕地整理はされておりませんが、ああいうところができないかなということで話をさせていただきました。収益が少ないということですけど、いろんなことを考えて、よろしくお願いして、国の農地法改正によって東員町のよさが壊されないように願って、質問を終わります。